

## 取組事例

取組を行った待遇							
基本給	賞与	手当	退職金	福利厚生	休暇・ 休職制度	教育訓練	その他
○	○	○				○	

### 基本情報

企業名	福井県民生活協同組合
業種	複合サービス業
都道府県	福井県
従業員数 (3/31時点)	1,620人 正規職員 378人 非正規職員（パートタイム労働者・有期雇用労働者）1,242人
事業概要	フーズマーケット ハーツ（10店舗）、宅配サービス、子育て支援（託児所・児童クラブ）、高齢者介護（居宅介護支援・デイサービス・訪問介護・小規模多機能型居宅介護等）、共済、葬祭サービス、他を運営する。

### 取組のポイント・概要

背景	小売業や福祉における安定した労働力確保は重要な課題であり、パートタイム労働者への期待は年々大きくなってきている。パートタイム労働者のキャリアアップ・処遇改善を図り、魅力ある職場作りを推進。
----	--

待遇	パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する支給状況	
	取組前	取組後
基本給	既存の職務給テーブルに基づき支給。	正規職員と非正規職員に不合理な待遇差とならないよう職務給テーブルの見直しを実施。 ※職員の担当する仕事範囲に応じ、「職務範囲給」、「勤務範囲給」、「責任範囲給」を加算する構成とした。
賞与	正規職員と一部の非正規職員に支給。	全ての雇用区分について、責任の程度を勘案し、賞与支給基準に責任係数を乗じる形で支給。
通勤手当	正規職員と一部の非正規職員に支給。	全ての雇用区分について、同じ基準で距離に応じて支給。 ※「週契約日数に応じた固定支給」から「出

		勤日数に応じた月額変動支給」に変更し、勤務実態に応じた支給方法とした。
役職手当、 遠隔地勤務 手当・補助、 年始手当	正規職員と一部の非正規職員に支給。	全ての雇用区分について支給方法を統一。
教育訓練	正規職員と一部の非正規職員のみ対象。	職務の遂行に必要な能力を付与する教育訓練は、正規職員、非正規職員とも該当者全員を対象に実施。 ※通信教育の助成、資格制度の助成などキャリアアップ訓練についても同様に実施。

効果	パートタイム労働者の長期継続雇用を後押し、離職率の低下に期待。 全ての職員がキャリアアップを図ることで、組合員の満足と地域社会の貢献に繋げる。
----	--

## 取組の詳細

### 取組に向けた検討プロセス

- ①パートタイム・有期雇用労働法の改正に向けて、賃金や福利厚生等、正規職員と非正規職員の違いについて洗出し作業を行う。
- ②同一労働同一賃金の考えのもと、賃金テーブルを見直すなど、雇用区分・賃金制度改定の素案を作成する。
- ③2018年春頃から、労働組合がないことから、常勤役員および人事労務担当者が全店舗・施設に赴いて、全職員を対象に賃金制度等改定（素案）の説明会を開催する。併せて、職員一人一人から意見書の提出を求めており、職員の声を把握する。
- ④2019年10月より改正案を論議開始、1月改定案確定
- ⑤2020年1～2月、常勤役員および人事労務担当者が全店舗・施設に赴いて、全職員を対象に賃金制度等改正案の説明会を開催する。
- ⑥2020年4月改定

### 待遇の改善状況の詳細

#### 【基本給】

雇用区分の定義を見直し、R（正規職員）、L（正規限定職員）、C（フルタイムパートナー職員）、P（パートナー職員）、E（エルダー職員）、N（登録型ヘルパー職員）、A（アルバイト職員）に区分していたものを、C職員をL職員に組み込み、職務給テーブルの見直しを実施した。

「職務内容」、「職務内容・配置の変更の範囲」、「その他の事情の内容」を区分し、職員の担当する仕事範囲に応じて、「職務範囲給」、「勤務範囲給」、「責任範囲給」を加算する構成とした。

区分変更の判断は、職員より自己申告書を年1回集約し判断する。

#### 【賞与】

正規職員と一部の非正規職員に支給していたが、全ての雇用区分について、責任の程度を勘案し、賞与支給基準に責任係数を乗じる形で決定することとした。

・支給基準…正規職員 1.8～4.0 月分、非正規職員 0.48 月分

#### 【通勤手当】

正規職員と一部の非正規職員に支給していたが、全ての雇用区分について、同じ基準で距離に応じて支給することとした。

支給方法について、「週契約日数に応じた固定支給」から「出勤日数に応じた月額変動支給」に変更し、勤務実態に応じて支給することとした。

#### 【役職手当、遠隔地勤務に対する手当・補助】

正規職員と一部の非正規職員に支給していたが、全ての雇用区分について支給することとした。

遠隔地勤務に対する手当・補助には、特別勤務地手当、帰省手当、家賃補助、支度金がある。

#### 【年始手当】

正規職員と非正規職員に支給していたが、支給基準を統一して支給することとした。

- ・支給基準…1月1日（50%増し）、1月2日（40%増し）、1月3日（30%増し）

#### 【教育訓練】

正規職員と一部の非正規職員にのみ対象としていたが、職務の遂行に必要な能力を付与する教育訓練は、全ての雇用区分について、該当者全員を対象として実施することとした。キャリアアップ訓練についても、通信教育・資格取得助成制度の対象を全ての雇用区分に拡大することとした。

#### 取組による効果

- ・非正規職員の離職率は年間10%前後であったが、本取組がパートタイム労働者の長期継続雇用を後押しできるものと考えており、離職率の低下を期待している（※取組後の期間が短く、数値比較は未実施）。
- ・ハローワーク求人において、処遇改善内容を記載してアピールすることで、応募者の増加を期待している。